

## インフルエンザによる出席停止について

インフルエンザにかかった場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止になります。この期間は欠席扱いとなりません。ご家庭においては、医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。

なお、登校される際には、下記の「インフルエンザ報告書」の項目に医師から診断された内容を記入し登校当日のお子様の健康観察をして、学校に提出してください。インフルエンザが治ったかどうか確認するための医療機関への受診及び証明書の取得は必要ありません。

※インフルエンザの出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」になっております。この出席停止期間を守って、十分休養させてください。

発熱等の症状のでた日を0日として、翌日から1日目、2日目・・・5日目と数えます。

- ・熱が下がって2日以上たっても 「発症後5日」を過ぎないと登校できません。
- ・「発症後5日」を過ぎていても 熱が下がって2日以上たたないと登校できません。

南アルプス市立小笠原小学校長 様

## インフルエンザ報告書

医師から診断（疑いを含む）された内容と本日の健康観察結果について報告します。

- 1 年 組 児童名 \_\_\_\_\_
- 2 診断名 \_\_\_\_\_ 型 \_\_\_\_\_
- 3 診断年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_
- 4 受診医療機関名 \_\_\_\_\_
- 5 症状が出た日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_
- 6 医師から指示された欠席期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_
- 7 熱が下がった日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_
- 8 登校する日の朝の健康観察
  - \* 検温結果 ( \_\_\_\_\_ 度)
  - \* 咳 なし ・ ある
  - \* 鼻汁 なし ・ ある
  - \* のどの痛み なし ・ ある
  - \* その他の症状 なし ・ ある ( \_\_\_\_\_ )

上記のとおり報告します。(再登校の日付) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者名 \_\_\_\_\_

